

2020年3月16日

公益社団法人 地盤工学会
理事 各位
支部長 各位

公益社団法人 地盤工学会
総務部長 岸田 潔

新型コロナウイルス感染症への対応（延長のお願い）

3月6日にお願いしておりました対応ですが、3月13日開催の理事会を経て4月30日まで延長をお願いします。また、公益法人の運営に関するお知らせが3月12日に参りましたので、支部総会等の運営に関して、以下のような対応をお願いします。

期間：令和2年2月27日から4月30日まで

要請事項

- ✓ 内閣府から公益法人に運営に関するお知らせ（添付資料参照、https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20200311_houjinunei.pdf）が来ました。これに沿って運営いただければ幸いです。
- ✓ 講習会等の中止または延期の要請を延長します。
- ✓ 可能な範囲で委員会等の会議の中止または延期。開催の場合は、極力 Web 等の遠隔会議システムの利用、会議時間の短縮、会場内での参加者の間隔等、十分な感染予防の実行の下で実施してください。
- ✓ 4月に支部総会等を予定されると思います。書面・電磁的方法による議決権の行使で対応いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ 通常、支部総会で本部の表彰の授与を行っていただいておりますが、今回に限り、本部より直接受賞者に賞状を郵送します。

以上

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対策について、内閣府公益認定等委員会事務局/大臣官房公益法人行政担当室からのお知らせを掲載しております（随時更新）。

●新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ [Web会議・テレビ会議を通じた理事会・評議員会の開催について](#)
- ・ [公益法人が作成すべき書類等について](#)
- ・ [公益法人の運営に関するお知らせ](#)（3月12日追加）

●内閣府から公益法人の皆様への通知

- ・ [新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント等の開催について](#)（令和2年2月27日）
- ・ [新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について](#)（令和2年2月25日）
- ・ [役職員の方が休みやすい環境整備に向けて](#)（令和2年2月19日）

●政府からのお知らせ（各省庁HP）

- ・ [新型コロナウイルス感染症対策](#)（内閣官房HP）
- ・ [新型コロナウイルス感染症について](#)（厚生労働省HP）
- ・ [新型コロナウイルス感染症関連](#)（経済産業省HP）

●その他

- ・ 内閣府主催法人向けセミナー・相談会について
テーマ別セミナー第4回（2月26日東京開催）は、開催を中止することといたします。
また、延期して開催するとしておりました相談会大阪第4回（3月24日開催）及び相談会&簡易セミナー東京第8回（3月17日開催）は、中止することといたします（3月12日追加）。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種会議の開催や、定期的に作成する書類の行政庁への提出が難しい場合について、以下のとおりお知らせします。ご疑問などおありでしたら、お気軽にご相談ください。

I 社員総会・評議員会・理事会の開催

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応いたします。

なお、これらの会議は以下の方法によっても開催できますので、ご検討ください。

1. 社員総会

書面・電磁的方法による議決権の行使（一般法人法第51・52条）や議決権の代理行使（同50条）、決議の省略（同58条）

2. 評議員会

出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。決議の省略（一般法人法第194条）によることも可能です。

3. 理事会

出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。定款の定めがある場合には決議の省略（一般法人法第96条）によることも可能です。

II 行政庁への書類の提出

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応いたします。